

平成19年12月6日
財 務 局
主 税 局

地方法人二税の見直しに対する緊急アピールについて

本日、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の4都府県知事は、国で議論されている地方法人二税の見直しに対し危機感をもち、改めて、別紙のとおり緊急アピールをとりまとめ、関係機関に申し入れを行いましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

(地方財政について)

財務局主計部財政課

電話 03-5388-2669

(地方税制について)

主税局税制部税制課

電話 03-5388-2908

地方法人二税の見直しに対する緊急アピール

平成20年度の予算編成及び税制改正に向けた議論が大詰めを迎えているが、その中では、いまだに地方法人二税もしくは法人事業税による地方税収の格差是正という、牽強付会とも言うべき代物が取りざたされている。

これまで、東京、神奈川、愛知、大阪の4都府県はもとより、全国知事会においても、地方法人二税の一部を国税化し配分するなどの方法は、地方分権に逆行する極めて乱暴なもので、強く反対してきたところである。

しかし、国は自ら行うべき、身を切るような行財政改革を十分断行せず、依然として都市部の財源を強奪するかのような方法で地方税収格差の是正を図ろうとしている。その姿勢は、地方の意見を全く聞こうとしないばかりか、自らの無為無策を糊塗する場当たりの対応としか言いようがない。4都府県は、「地方自治の死」を招き、ひいては「日本の死」を招きかねない、こうした状況に大きな危惧を抱いており、改めて以下の事項について、強く意見を表明するものである。

- 1 三位一体の改革で、国の財政事情を優先し削減された地方交付税を、国の責任と財源で最大限復元するとともに、地方財政計画において適正な需要算定を行うこと。
- 2 都市と地方の税収格差を地方法人二税の再配分等で是正することは、地方税の原則にもとるうえ、地方自治体の税源涵養努力を減じかねないなど、地方を真の自立から遠ざけるものであり、絶対に行わないこと。
- 3 そもそもこのことの本質である第二期地方分権改革の進展に向け、地方の自主性と自立性を高める権限移譲を行うとともに、国から地方への税源移譲を行うこと。

平成19年12月6日

東京都知事	石原	慎太郎
神奈川県知事	松沢	成文
愛知県知事	神田	真秋
大阪府知事	太田	房江